

※この法令は廃止されています。

四 「照査」とは、設定された目標を達成するまでの妥当性及び有効性を判定することをい

4 再処理事業者は、個別業務又は再処理施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業

一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。
二 品質管理監督文書について所要の照査を行

い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。

四 改訂のあつた品質管理監督文書を使用する
訂状況が識別できるようすること。

場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。

五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを

六 外部で作成された品質管理監督文書を識別 確保すること。

七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して
し、その配付を管理すること。

使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目

的にかかわらず、これを識別すること。
（記録の管理）

第七条 再処理事業者は、この規則に規定する記録その他要求事項への適合及び品質管理監督シ

システムの実効性のある実施を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読み

やすく容易に内容を把握することができ、かつ検索することができるよう作成し、これ

を管理しなければならない。

保護、検索、保存期間及び廃棄に
関し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。

第三章 経営責任者の責任 (経営責任者の関与)

第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力

及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならぬ。

一 品質方針を定める二七。
らない。

二 品質目標が定められているようにするこ
と。

三 安全文化を醸成するための活動を促進する こと。

四 第十七條第一項に規定する照査を実施する ニ七。

五 資源が利用できる体制を確保すること。

六 關係法令を遵守することの他原二方の安全を確保することの重要性を、保安活動を実

た場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。
再処理事業者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報を他の再処理事業者と共にするために必要な措置に関する事項を含む。)及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならぬ。(保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報の調達物品等の要求事項)
第三十七条 再処理事業者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等の要求事項のうち該当するものを含めなければならない。
一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項
二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項
三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項
四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
六 その他調達物品等に関し必要な事項
2 再処理事業者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等の妥当性を確認しなければならない。
3 再処理事業者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等の要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。(調達物品等の検証)
第三十八条 再処理事業者は、調達物品等が調達において調達物品等の検証を実施することとしに必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。
2 再処理事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしに必要な検査試験その他の個別業務を定め、前とときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等の要求事項の中で明確にしなければならない。(個別業務の管理)
第三十九条 再処理事業者は、個別業務を、次に掲げる管理条件(個別業務の内容等から該当し

たないと認められる管理条件を除く。)の下で実施しなければならない。
一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
二 手順書が利用できる体制にあること。
三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。
六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)
第四十条 再処理事業者は、個別業務の実施される後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。
当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。
2 再処理事業者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。
3 再処理事業者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。
一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準(当該標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録すること。)まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。
二 所要の調整又は再調整がなされていること。
三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
4 再処理事業者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。
再処理事業者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、前項の監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は再処理施設について、適切な措置を講じなければならない。
再処理事業者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する場合においては、個別業務又は再処理施設を識別する

別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。
(再処理施設の外部の者の物品)
第四十三条 再処理事業者は、再処理施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。
(調達物品の保持)
第三十七条 再処理事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持(識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。
(監視測定のための設備の管理)
第四十四条 再処理事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持(識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。
(監視測定のための設備の管理)
第四十五条 再処理事業者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。
再処理事業者は、監視測定について、実施可能な限り、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。
再処理事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。
再処理事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。
再処理事業者は、あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準(当該標準が存在しない場合には、校正又は検証の根拠について記録すること。)まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。
二 所要の調整又は再調整がなされていること。
三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
4 再処理事業者は、個別業務に関する全てのプロセスにおいて、再度妥当性確認を行った場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。)
(識別)
第四十二条 再処理事業者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び再処理施設を識別しなければならない。(追跡可能性の確保)

7 再処理事業者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。
(第六章 監視測定、分析及び改善)
第四十六条 再処理事業者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し(適用する検査試験の方法(統計学的方法を含む。)及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。)、実施しなければならない。
2 再処理事業者は、個別業務等要求事項への適合性を実証する方法を含む。)及び改めて計画を策定し(適用する検査試験の方法(統計学的方法を含む。)及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。)、実施しなければならない。
(再処理施設の外部の者の意見)
第四十七条 再処理事業者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する再処理施設の外部の者の意見を把握しなければならない。
2 再処理事業者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。
一 個別業務等要求事項への適合性を実証する方法(統計学的方法を含む。)及び改めて計画を策定し(適用する検査試験の方法(統計学的方法を含む。)及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。)、実施しなければならない。
(内部監査)
第四十八条 再処理事業者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で、客観的な評価を行う部門又は再処理施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。
一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。
二 實効性のある実施及び維持がなされていること。
3 再処理事業者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。
4 再処理事業者は、内部監査を行う職員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の

実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。	この場合において、検査試験を行なう者の独立性を考慮しなければならない。
再処理事業者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。	(不適合の管理)
再処理事業者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。	再処理事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は再処理施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は再処理施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。
再処理事業者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。	再処理事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。
(プロセスの監視測定)	(不適合の管理)
再処理事業者は、プロセスの監視測定を行う場合は、当該プロセスの監視測定を行なう監視測定の方法を適用しなければならない。	再処理事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。
再処理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。	再処理事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。
(再処理施設に対する検査試験)	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
再処理事業者は、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。	二 個別業務の実施、再処理施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと。
再処理事業者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合には、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。	三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。
再処理事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。	四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起これ得る影響に対し適切な措置を講ずること。
再処理事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行つた者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。	五 是正処置に関する調査を行つた場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録
再処理事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を行なったまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。	六 講じた是正処置及びその実効性についての照査
再処理事業者は、個別業務計画を作成して、検査試験を行なう者を定めなければならぬ。	(データの分析)
(データの分析)	一 不適合の照査
再処理事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	二 不適合の原因の明確化
再処理事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならぬ。	三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価
再処理事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる要求事項(根本原因分析)を含む。を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。	四 所要のは正処置(文書の更新を含む。)の明確化及び実施
再処理事業者は、次に掲げる要求事項(根本原因分析に係る要求事項を含む。)を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。	五 是正処置に関する調査を行つた場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録
再処理事業者は、個別業務等要求事項への適合性	六 講じた是正処置及びその実効性についての照査

三 プロセス、再処理施設の特性及び傾向(予防処置を行う端緒となるものを含む。)

四 調達物品等の供給者の供給能力(改善)

第五十三条 再処理事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するためには変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。

第五十四条 再処理事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行なう分析(以下「根本原因分析」という。)を、手順を確立した上で、行わなければならない。

再処理事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。

(是正処置)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号)

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成三十一年原子力規制委員会規則第十一号)の施行の日(令和元年九月一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号)

この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日)から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日原

子力規制委員会規則第十一号)

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成三十一年原子力規制委員会規則第十一号)の施行の日(令和元年九月一日)から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日原

子力規制委員会規則第十一号)

この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日)から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日原

子力規制委員会規則第十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日原

子力規制委員会規則第十一号)

この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日)から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日原

子力規制委員会規則第十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日原

子力規制委員会規則第十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月八日原

子力規制委員会規則第十一号)